

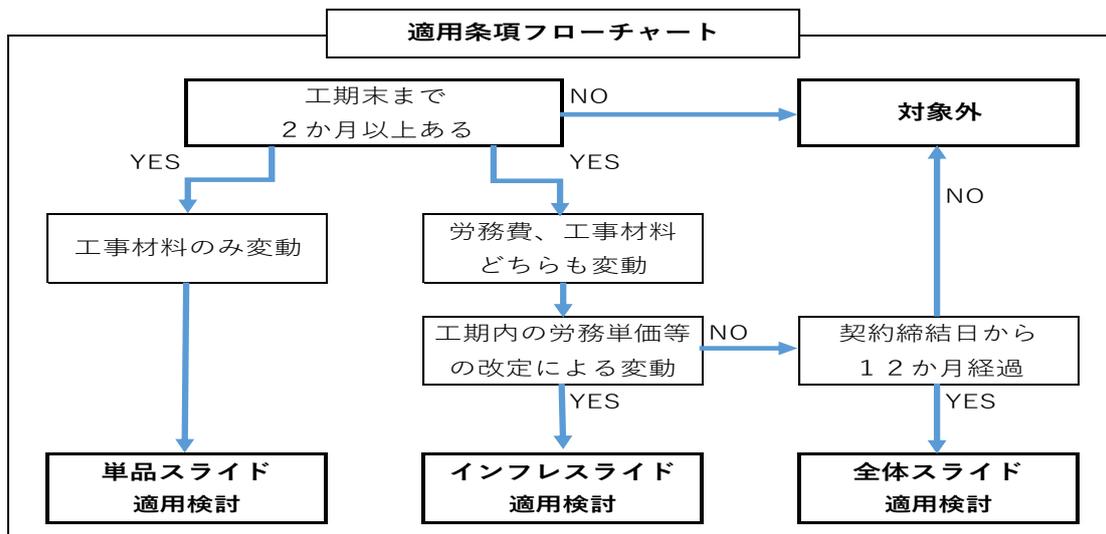
平塚市工事請負契約約款第25条（スライド条項）の概要

スライド制度は、平塚市工事請負契約約款第25条（スライド条項）に規定された制度です。

工事請負契約締結後、賃金や物価水準が変動し、その変動額が一定程度を超えた場合に、請負代金の変更を請求することができます。

項目	全体スライド (第1項～第4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
概要	賃金又は物価水準の変動により、請負代金が不適当となったとき	特定の工事材料の価格の変動により、請負代金が不適当となったとき	賃金又は物価水準の変動により、請負代金が不適当となったとき
対象工事	工期が12か月を超え、基準日*以降、残工期が2か月以上ある工事	当該請求の際に、残工期が2か月以上ある全ての工事	基準日*以降、残工期が2か月以上ある全ての工事
対象経費	請負契約締結日から12か月経過した基準日*以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払を行った出来高部分を除く全ての資材（鋼材類、燃料油類等）	賃金水準等の変更が通知された日以降の基準日*以降の残工事量に対する資材、労務単価等
負担額	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0%	残工事費の1.0%
再スライド	可能	なし	可能

※「基準日」は、受発注者が協議して定めます。請求日であることを基本としますが、これにより難しい場合は、請求日から14日以内の範囲で定めることも可。



- ◆ 「単品スライド条項」に係る平塚市の運用マニュアル等を市ホームページに掲載しています。
- ◆ 「インフレスライド」については、国の運用マニュアルを準用して適用します。
- ◆ 制度全般については契約検査課、算出方法等については監督員にお問い合わせください。